

苦樂園中学校・苦樂園小学校長寿命化改修事業

入札説明書

令和6年1月12日

令和6年1月18日 修正

西宮市

—目次—

1. 入札説明書の定義	1
2. 事業内容	2
2.1. 事業名称	2
2.2. 公共施設等の設置者名称	2
2.3. 事業の目的	2
2.4. 発注方式	2
2.5. 対象となる事業の概要	2
2.6. 遵守すべき法制度等	3
3. 事業者募集及び落札者選定に関する事項	3
3.1. 基本的な考え方	3
3.2. 募集及び選定のスケジュール（予定）	3
3.3. 募集手続等	3
3.4. 入札参加者の備えるべき参加要件	8
3.5. 入札参加に関する留意事項	14
3.6. 落札者等の選定	15
3.7. 提示条件	16
4. 事業の実施状況の監視	18
4.1. 設計・施工の要求水準	18
4.2. 事業者による工事品質の確保	18
4.3. 事業の実施状況のモニタリング	18
4.4. モニタリング結果に対する措置	18
5. その他本事業の実施に関し必要な事項	18
5.1. 情報の公表	18
5.2. 担当部局	18

1. 入札説明書の定義

この入札説明書は、苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）を対象に配付するものであり、入札に参加することを希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）が、入札条件を遵守し入札手続きを行うために定めるものである。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・要求水準書
- ・落札者決定基準
- ・様式集
- ・工事（設計・施工）請負契約書【案】

なお、入札説明書等の記載事項と、令和5年10月16日に公表した事業方針に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によるため、これらを踏まえて入札等に必要な手続きを行うこと。

2. 事業内容

2.1. 事業名称

苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業

2.2. 公共施設等の設置者名称

西宮市長 石井登志郎

2.3. 事業の目的

平成 31 年 2 月に策定した西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の機能回復・耐久性の向上、教育環境の改善に加えて学習指導要領の改訂、インクルーシブ教育システム、防災機能の充実などに応じるため、苦楽園中学校・苦楽園小学校において長寿命化改修事業を実施する。

2.4. 発注方式

本事業は基本設計先行型の設計・施工一括発注方式にて、工事に必要な調査及び設計並びに工事を包括して行う。

実施設計段階から施工者が設計に参画し、施工者の有する知見・技術を設計に反映することにより、合理的な実施設計の実施及び部材や材料の選定、施工方法、工程管理の最適化によるコスト縮減、工期短縮を図る。

なお、基本設計は概算積算が可能となるような図面作成までを範囲とし、実施設計時に意匠や仕上計画、設備計画等、具体的な提案を求め、事業者のノウハウ活用が限定されないことがないよう実施した。

2.5. 対象となる事業の概要

(1) 改修対象校の所在地

- ア. 苦楽園中学校：兵庫県西宮市苦楽園三番町 14-1
- イ. 苦楽園小学校：兵庫県西宮市苦楽園二番町 18-12

(2) 事業期間

令和 6 年 9 月から令和 10 年 4 月（44 カ月間）

(3) 事業範囲

本事業の業務範囲（以下「設計・施工」という。）は次の通りである。具体的な内容及び詳細については、要求水準書に示す。

- ア. 長寿命化改修工事の実施設計（以下「設計」という。）
 - イ. 長寿命化改修工事の施工（以下「施工」という。）
 - ウ. 長寿命化改修工事時の仮設校舎の設置・解体工事及び賃貸借業務等
 - エ. 長寿命化改修工事に伴う引越し業務
 - オ. ア～エ実施に伴う現地調査、各種申請・届出及び関係者・関係機関との協議・調整等（各種申請・届出に要する費用は事業者負担とする。）
-

2.6. 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

3. 事業者募集及び落札者選定に関する事項

3.1. 基本的な考え方

本事業は、要求水準書に基づく設計・施工の実施を求めため、事業者にはこれらを確実に遂行できる総合的な能力が求められる。また、設計・施工を一括した発注方式とすることで、事業者の経験を活かした技術力を活用することにより、より効果的な事業の実施が可能になる。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づき、本事業の実施に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により実施するものとする。

3.2. 募集及び選定のスケジュール（予定）

令和 6 年 1 月 12 日	入札公告、入札説明書等の公表
令和 6 年 1 月下旬	事業用地の現地見学会の開催
令和 6 年 2 月 2 日	入札説明書等に関する質問・意見の受付締切
令和 6 年 2 月 22 日	入札説明書等に関する質問・意見への回答
令和 6 年 3 月 4 日	入札参加表明書等の受付締切
令和 6 年 3 月 22 日	資格審査結果の通知
令和 6 年 5 月 10 日	提案書受付締切、入札及び開札
令和 6 年 6 月上旬	提案書類に関する事業者ヒアリング等
令和 6 年 6 月下旬	落札者の公表、審査講評の公表
令和 6 年 7 月中旬	仮契約締結
令和 6 年 9 月中旬	市議会議決後、本契約締結

3.3. 募集手続等

(1) 基本設計図書等の貸与

市は以下の資料について、入札参加希望者に対して貸与を行う。

- ・要求水準書-別紙【中】～苦楽園中学校～
- ・要求水準書-別紙【小】～苦楽園小学校～
- ・要求水準書-別添資料【中】～苦楽園中学校～
- ・要求水準書-別添資料【小】～苦楽園小学校～

項目	内容
貸与申請書提出方法	様式集の「基本設計図書等の貸与申請書（様式 1-1）」に、必要事項を記入の上、下記提出先に電子メールにて提出すること。なお、メールタイトルは「基本設計図書等の貸与」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
貸与申請書提出先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
提出期限	令和 6 年 1 月 26 日（金）午後 5 時まで
資料貸与方法	貸与申請を行った事業者は、市が別途指定する日時に、上記提出先窓口にて貸与資料の受取を行うこと。なお、該当資料は CD-R に格納し、貸し出しを行う。

項目	内容
資料貸与期間	市から当該資料の貸与を受けた日から令和6年5月10日(金)までとする。貸与資料は事業者が上記提出先まで持参にて返却を行うこと。

(2) 事業用地の現地見学会の開催

事業用地の見学を希望する者は、次のとおり市に申請すること。

項目	内容
現地見学会日時	参加申込者に対して、事務局が別途通知する。
集合場所	参加申込者に対して、事務局が別途通知する。
参加申込期限	令和6年1月17日(水) 午後5時まで
参加申込方法	様式集の「事業用地の現地見学会参加申込書(様式1-2)」に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
申込先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書等の資料は配布しないため各自で用意すること。 参加人数は1企業8名までとし、来校は乗用車1台以内とする。 参加申込書に記載した者以外の者の参加は認められない。 学校敷地内は全面禁煙とする。 見学中は、配付する名札を着用すること。 見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員・学校職員の指示に従うこと。 学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。 見学会当日、質疑応答の時間は設けない。また、各学校の教職員に質問等は行わないこと。

(3) 入札説明書等に関する質問・意見の受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問・意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

項目	内容
提出方法	様式集の「入札説明書等に関する質問・意見書(様式1-3)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「入札説明書等に関する質問・意見」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
提出先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
提出期限	令和6年2月2日(金) 午後5時まで

なお、市の判断により、質問の提出を行った事業者に対してヒアリングを行うこともある。

(4) 入札説明書等に関する質問・意見への回答

入札説明書等に関して提出された質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年2月22日(木)を目途に公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(5) 入札参加表明書等の受付

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類を提出すること。

なお、提出書類の作成については、様式集に従うこと。

項目	内容
提出方法	封筒の表に「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業に係る入札参加表明書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
提出先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
提出期間	令和6年2月26日（月）～令和6年3月4日（月）まで 午前9時～午後5時（土日及び平日の正午～午後1時までの時間を除く。） なお、郵送の場合は、令和6年3月4日（月）午後5時必着のこと。

資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に、書面（入札参加資格確認書）により令和6年3月22日（金）頃に通知する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

項目	内容
提出方法	書面により説明要求書（任意様式）を提出すること。また封筒の表に「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
提出先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
提出期間	令和6年3月22日（金）～令和6年3月29日（金） 午前9時～午後5時（土日及び平日の正午～午後1時までの時間を除く。） なお、郵送の場合は、令和6年3月29日（金）午後5時必着のこと。

(6) 入札の辞退

入札参加資格確認書を送付された入札参加者が、入札を辞退する場合は、様式集の「入札辞退書（様式2-11）」を次のとおり提出すること。

項目	内容
提出方法	書面により入札辞退書（様式2-12）を提出すること。また封筒の表に「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業に係る入札辞退書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
提出先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
提出期間	令和6年3月22日（金）～令和6年5月10日（金）まで 期間中の土日祝を除く、午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く。最終日は正午まで）

	なお、郵送の場合は、令和 6 年 5 月 9 日（木）午後 5 時必着のこと。
--	---

(7) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した提案書の提出を求める。

なお、提案書の提出書類の作成については、様式集に従うこと。

項目	内容
提出方法	様式集従って、提出すること。また封筒の表に「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業に係る提案書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
提出先	西宮市教育委員会教育総括室学校管理課 電 話：0798-35-3828 電子メール：k_kanri@nishi.or.jp
提出期間	令和 6 年 5 月 7 日（月）～令和 6 年 5 月 10 日（金）まで 午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時までの時間を除く。最終日は正午まで） ただし、郵送の場合は、令和 6 年 5 月 9 日（木）午後 5 時必着のこと。
その他	提案書の提出後、事務局から必要に応じて疑義解消を目的とした質疑を行うことがある。

(8) 入札及び開札

提案書に基づいた入札書の提出を求める。入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする。

項目	内容
入札方法	様式集に従って、「二次審査（入札）に関する提出書類」を作成し、「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業」と朱書きした封筒に入れ厳封し、持参すること。
入札場所	B602 会議室 〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町 8 番 28 号西宮市役所第二庁舎 6 階
入札日時	令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 3 時 市が別途指示する入札書提出時刻に入札場所まで持参すること。 ※入札書持参意向を令和 6 年 5 月 9 日（木）午後 5 時までに連絡すること。
入札価格	入札価格は様式集の「入札書（様式 5-1）」に記載すること。 なお、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
開札	開札は入札日と同日の午後 3 時から入札室において行う。 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を落札者等の選定対象とする。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札は無効として当該入札参加者は失格となり、その場で当該入札参加者に口頭で通知したうえで、後日正式に文書を送付する。
その他	入札参加者は、代表企業以外の者を代理人として入札するときは、代理人にその委任状を提出させること。

	<p>入札参加者又は入札参加者の代理人は、身分を証明できるもの（社員証、運転免許書等）及び印鑑を持参すること。 入札及び開札に立ち会うことができる者は、入札参加者 1 者について 1 名限りとする。 提出した入札書は、書換え、引換又は撤回することはできない。</p>
--	---

(9) 入札参加に関する留意事項

ア. 一般的注意

- a. 入札参加者は、西宮市契約規則、入札説明書、入札参加資格者の遵守事項等及び現場を熟知のうえ入札しなければならない。
- b. 入札時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- c. 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投函しなければならない。
- d. 入札参加者は、代表企業以外の者を代理人として入札するときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
- e. 入札参加者又は入札参加者の代理人は身分を証明できるもの（社員証、運転免許書等）及び印鑑を持参すること。
- f. 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- g. 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- h. 入札及び開札に立ち会うことができる者は、入札参加者 1 者について 1 名限りとし、入札室に立ち入ることができる者も原則として同様とする。
- i. 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ. 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- a. 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札
- b. 入札参加表明書に記載された入札参加者以外の者が行った入札
- c. 入札参加者の代表者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札
- d. 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札
- e. 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成企業として構成している入札参加者が行った入札
- f. 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- g. 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- h. 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が 2 つ以上の入札をしたときは、その全部の入札

-
- i. 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
 - j. 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
 - k. 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
 - l. 明らかに談合によると認められる入札
 - m. (様式 5-1) 入札書、(様式 5-2) 入札内訳書が同封されていない入札及び入札書や内容に不備等がある入札
 - n. その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示に従わない者の入札

3.4. 入札参加者の備えるべき参加要件

(1) 入札参加者の構成

ア. 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- a. 市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独又は複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるものとする。
- b. 本事業の実設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）、本事業の施工を行う企業（以下、「建設企業」という。）により構成、若しくは建設企業のみで構成されるものとする。なお、入札参加者が単独企業である場合、入札参加者の備えるべき参加資格要件を単独で全て満たすこと。
- c. 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は協力企業とする。

イ. 代表企業の選定

- a. 建設企業（単体）又は建設共同企業体の代表構成員（「3.4.-(3)-イ-b 建設企業」で規定する共同企業体（以下、「JV」という。）の代表構成員）を入札参加者の代表企業とし、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- b. 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、入札説明書とあわせて公表する請負契約書（案）において提示する。
- c. 代表企業は、契約締結後速やかに、設計業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括代理人を選定すること。原則として、提案書において提案したものを統括代理人に選定すること（ただし、当該統括代理人が病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有するものを選定すること。）
- d. 統括代理人は、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- e. 統括代理人は、現場代理人又は監理技術者を兼ねることができる。（全て同一人物が兼ねることも可とする。）

ウ. 複数応募の禁止

- a. 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

（※）資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- a) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合
b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（※）人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、c)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- c) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 参加資格要件工事

国内において、主たる構造が鉄筋コンクリート造の公共建築物で、以下のア、イいずれかの建築一式工事の完成引渡し完了したものを参加資格要件工事とする。

ア. 延べ面積 2,000 m²以上（プレハブ建築は除く）の新築・改築又は増築工事

イ. 延べ面積 1,000 m²以上の外部（※1）及び内部（※2）の両方を同時に全面的に改造する（※3）工事（長寿命化改良事業または大規模改造（老朽）事業等）

（※1）外部の改造に当たっては、少なくとも、「屋根」又は「外壁（窓枠含む）」のいずれかを対象とすること。

（※2）内部の改造に当たっては、少なくとも、「内壁+天井」又「床」のいずれかを対象とすること。

（※3）「全面的に改造する」とは、内部又は外部のいずれかの施工割合が 70%以上であり、かつ、もう一方の施工割合が 50%以上であるものをいう。

なお、「施工割合」とは、外部又は内部それぞれの改造の対象（屋根や外壁等）ごとに、次の式により算定して得た値をいう。この場合、改造の対象の全体面積には、すでに改修済み又は改修不要の面積を算入するものとする。

施工割合 = (改造の対象の全体面積のうち改造する面積) / (改造の対象の全体面積)

(3) 入札参加者の資格要件

ア. 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- a. 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団。
- c. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- d. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- e. 市が令和 4 年 11 月 14 日に委託契約を締結している「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業に係る基本設計及び発注者支援業務」の受注者と資本関係又は人的関係のある者（「3. 4. -(1)-ウ複数応募の禁止」を参照）
- f. 選定委員会（「3. 6. 落札者等の選定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。
- g. 次のいずれかに該当する者
 - a) 法人でない者
 - b) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ・ 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
 - ・ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
 - c) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - ・ 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

-
- ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
 - d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
 - e) 親会社等が b) から d) までのいずれかに該当する法人

イ. 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

a. 設計企業

＜設計企業が 1 者の場合＞

設計企業は次の a) から e) の要件をすべて満たしていることとする。なお、建設企業が設計企業を兼ねることも可とする。

＜設計企業が複数の場合＞

複数の者が設計業務を分担する場合は、主たる設計企業（1 者）は a) から e) の要件をすべて満たすこととし、実施設計費に対する出資比率又は分担額が複数の設計企業の中で最大である者であること。主たる設計企業以外の者は a) から b) の要件を満たすこととする。

- a) 令和 5（2023）年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「M1 建築・設備設計」に登録されていること。
- b) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c) 管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）及び照査技術者（設計業務の技術上の照査等を行う者をいう。）は、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- d) 管理技術者及び照査技術者は、一級建築士の資格を有し、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- e) 参加資格要件工事の設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）また、管理技術者は参加資格要件工事の設計の実績を有していること。

b. 建設企業

建設企業は、単体企業又は JV とする。単体企業で応募する場合には次の b) から g) の要件をすべて満たすこと。JV を組成する場合は次の a) の要件を満たすこととし、代表者は次の b) から g) の要件を、その他の構成員は次の b) から e) の要件をすべて満たすこととする。

-
- a) 代表者及び構成員のいずれもが資格者名簿の「J1 一般土木建築工事」又は「J2 建築工事」に登録されている場合は甲型 JV（以下、「共同施工方式」という。）、それ以外の場合は乙型 JV（以下、「分担施工方式」という。）とする。

共同施工方式の場合、次の①から④の要件を満たすこととする。分担施工方式の場合、次の①及び②の要件を満たしていることとし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。

- ① JV には、建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち本社・本店等（ただし実態を有しないものは除く。）を市内に有する者（以下、「市内建設業者」という。）を 1 者以上含むこと。
- ② JV の代表者は出資比率又は分担工事額が JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- ③ JV を構成する企業数は 2 者又は 3 者であること。
- ④ 1 構成員当たりの工事費に対する出資比率は、構成する企業数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。

※共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html を参照のこと。

- b) 建設企業は、資格者名簿の「J1 一般土木建築工事」、「J2 建築工事」、「J3 土木工事」、「L1 電気工事」、「L3 管工事」のうち、当該企業が実施する工事に対応した工種（以下、「対象工種」という。）に登録していること。
- c) 市内建設業者にあつては、資格者名簿の対象工種の格付等級が A ランクであること。市内建設業者以外の者にあつては建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- d) 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任かつ常駐で配置できること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。また、次に掲げる期間については、常駐及び専任義務は要しない。
- ① 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
 - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 工事完成後、検査が終了し（市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ⑤ 分担施工方式において、構成員の担当工事外の期間（ただし、総括監理技術者は除く。）
 - ⑥ その他市が認めた期間
-

-
- e) 配置する監理技術者等は、代表者及び構成員と入札参加申込書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
- ① 監理技術者は、業務に必要な建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
 - ② 主任技術者は、同法第7条第2号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
 - ③ 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として市との窓口役となるとともに、構成員の監理技術者等を総括すること。
 - ④ 総括監理技術者は参加資格要件工事の現場代理人又は監理技術者等としての実績を有する者であり、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- f) 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23に規定の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、市内建設業者にあつては1,000点以上、それ以外の者にあつては1,200点以上であること。
- g) 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JVとして有する工事实績については、出資比率20%以上（2社の場合は30%以上）の場合に限る。

c. 市内事業者に対する契約に関する事項

入札参加者は、市内建設業者、市内設計業者（建築士法に基づく建築士事務所登録の所在地が西宮市内にある者）、又は建設・設計以外の業務を行う事業者で本社・本店等（ただし実態を有しないものは除く。）を西宮市内に有する者（以下、これらを総称して「市内事業者」という。）の共同企業体への出資額、各構成員の分担工事額又は市内事業者が協力企業として契約した金額の合計額（以下、「市内事業者契約額」という。）の、入札価格に対する割合を入札価格の20%以上としなければならない。

ただし、次に示す場合に留意すること。

- a) 市内の協力企業が市内の設計企業から業務の一部を受託する場合は、市内事業者契約額に含めない。
- b) 共同施工方式において、市内の協力企業が建設共同企業体から業務の一部を受託し又は請け負う場合は、市外の建設企業の建設共同企業体への出資割合に応じた額に限る。
- c) 分担施工方式において市内の協力企業が、市内建設業者が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合は、市内事業者契約額に含めない。

3.5. 入札参加に関する留意事項

(1) 最低制限価格等

最低制限価格は設定しない。また、低入札価格調査も実施しない。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(3) 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

ア. 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。

イ. 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(4) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

ア. 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

イ. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(5) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 入札参加者の複数提案の禁止

同一の入札参加者による2つ以上の同一様式の提出書類は受け付けない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(8) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3.6. 落札者等の選定

(1) 落札者等の選定方法

落札者及び次点落札候補者※（以下、「落札者等」という。）の選定方法は、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下、「入札価格」という。）のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

※次点落札候補者：総合評価一般競争入札方式において、落札者となった入札参加者の次に総合評価結果が高かった者。

(2) 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、公正性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。

委員名	所属・役職等
寺地 洋之	大阪工業大学 工学部 建築学科 教授
鳥巢 茂樹	武庫川女子大学 建築学部 建築学科 教授
大和 一哉	武庫川女子大学 学校教育センター 特任教授

入札説明書等の公表後落札者等決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした入札参加者は失格とする。

(3) 審査の内容

ア. 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、落札者等候補として選定する。

イ. 審査事項

審査項目は、入札公告時に公表する落札者決定基準を参照すること。

ウ. 落札者等の決定

市は、選定委員会による落札者等候補の選定の答申を踏まえ、落札者等を決定する。

エ. 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「落札者等」等を市のホームページにおいて公表する。

a. 落札者等の公表

市が落札者等を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

b. 落札の無効

西宮市契約規則第9条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

c. 審査講評の公表

市は、落札者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

オ. 事務局

選定委員会の事務局は、次のとおりとする。

- ・西宮市教育委員会教育総括室学校管理課

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・株式会社長大
- ・平田建築設計株式会社
- ・内藤・さきくさ法律事務所

3.7. 提示条件

(1) 予定価格

4,322,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

(2) 市の支払いに関する事項

受注者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を受注者に対し、請負契約書に定めるところにより、支払うこととする。

(3) 受注者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

受注者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

(4) 請負契約の締結等

ア. 予想されるリスクと責任分担

市と落札者の基本的なリスク分担の考え方は、請負契約書（案）を参照すること。

イ. 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

請負契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、市と受注者（落札者）は誠意をもって協議するものとする。

ウ. 請負契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和6年7月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和6年9月を予定している。

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者と仮契約を締結するものとする。

エ. 違約金の支払い

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は本事業に関連する不正行為等の重大な事由により落札者が指名停止となり請負契約が締結できない場合、落札者は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこととする。

オ. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

4. 事業の実施状況の監視

4.1. 設計・施工の要求水準

本工事において最低限実施されるべき設計・施工の水準は要求水準書、入札説明書等に関する質問・意見への回答、提案書のとおりとし、これらに規定されない事項については市と協議すること。

4.2. 事業者による工事品質の確保

事業者は、設計・施工の要求水準に基づく工事の品質を維持改善するため、設計・施工に係る品質管理のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が実施する工事の品質が、要求水準書等の記載の内容を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が指示するモニタリングの内容を包含しているものとする。

4.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・施工についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

4.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計・施工の水準が要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告や設計・施工の対価の減額等の措置を行う。

5. その他本事業の実施に関し必要な事項

5.1. 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

西宮市ホームページ番号：56737246

5.2. 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

・西宮市教育委員会教育総括室学校管理課

電 話：0798-35-3828

電子メール：k_kanri@nishi.or.jp

・西宮市土木局営繕部営繕課

電 話：0798-35-3716

電子メール：eizen@nishi.or.jp